

第 177 号 (令和 6 年 9 月 13 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】 3
- △ 横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】 4

**[告示]**

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 5
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 6
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 7
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 25
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 27
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 28
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 30

**[公告]**

- △ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 31
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】 32
- △ 同 【みどり環境局水・土壌環境課】 33
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】 34
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 35
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 36
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 37
- △ 同 【建築局調整区域課】 38

△	建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】	39
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	40
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	41
	<b>[区告示]</b>	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	42
△	同【旭区地域振興課】	43
△	同【旭区地域振興課】	44
△	同【旭区地域振興課】	45
△	同【南区地域振興課】	46
△	同【金沢区地域振興課】	48
△	同【金沢区地域振興課】	49
△	同【港北区地域振興課】	50
	<b>[区公告]</b>	
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【港北区総務課】	51
△	同【神奈川区総務課】	53
	<b>[消防局]</b>	
△	「よこはまベイ消防防災フェスティバル」においてサイレンを用いる件【企画課】	54
	<b>[教育委員会]</b>	
△	公印の改刻及び廃止【総務課】	55
△	同【総務課】	56
	<b>[区選挙管理委員会]</b>	
△	投票区の設置の一部改正【泉区】	57
	<b>[その他]</b>	
△	横浜市物品規則の施行についての廃止について（副市長通知）【会計室会計管理課】	64

---

規 則

---

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を  
定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 9 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 72 号

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施  
行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 5 年 6  
月 横 浜 市 条 例 第 20 号 ) は 、 令 和 7 年 3 月 15 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 73 号

横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市区民文化センター条例施行規則（平成 5 年 6 月横浜市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「当該区民文化センター」を「当該センター」に改める。

第 8 条第 1 項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

別表第 1 横浜市青葉区民文化センターの項の次に次のように加える。

横 区 浜 民 市 文 都 化 筑 セ	ホ ー ル	7 日
	ギ ャ ラ リ ー	14 日
	リ ハ ー サ ル 室	7 日
	練 習 室	2 日
	会 議 室	2 日
	楽 屋	7 日

別表第 2 横浜市青葉区民文化センターの項の次に次のように加える。

横 浜 市 都 筑 区 民 文 化 セ ン タ ー	同	ホ ー ル、ギ ャ ラ リ ー	同	リ ハ ー サ ル 室 、 練 習 室、会 議 室、楽 屋
---------------------------------	---	--------------------	---	-------------------------------------

附 則

この規則中、第 5 条第 2 項第 4 号及び第 8 条第 1 項第 4 号の改正規定は公布の日から、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は令和 7 年 3 月 15 日から施行する。

告示

横浜市告示第 342 号


公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市区長印（行政サービスコーナー専用（80-01））	令和 6 年 10 月 1 日	 <p>（方 21 ミリメートル）</p>

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市区長印（行政サービスコーナー専用（80-01））	令和 6 年 10 月 1 日	 <p>（方 21 ミリメートル）</p>

横浜市告示第 343 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 9 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	ミアヘルサ保育園ひびき羽沢横浜国大
設置者	ミアヘルサ株式会社
所在地	神奈川区羽沢南二丁目 44 番 7 号

横浜市告示第 344 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 6 年 6 月 28 日	金沢内科クリニック	金沢区谷津町 341 番地
令和 6 年 7 月 1 日	笹下薬局	港南区笹下二丁目 20 番 35 号
同	かもめ薬局	港南区東永谷一丁目 33 番 14 号
同	ときわ薬局	磯子区洋光台二丁目 8 番 15 号
同	かいと調剤薬局	磯子区洋光台六丁目 7 番 23 号
同	すみれ薬局	金沢区釜利谷東二丁目 20 番 26 号
同	森歯科医院	金沢区釜利谷東三丁目 6 番 44 号
同	わかし薬局	金沢区釜利谷東六丁目 40 番 37 号
同	椿薬局	金沢区富岡西一丁目 34 番 2 号
同	富岡薬局	金沢区富岡西二丁目 1 番 9 号
同	わかし薬局富岡店	金沢区富岡西四丁目 78 番 31 号
同	マリン薬局	金沢区六浦四丁目 12 番 11 号
同	一般社団法人金沢区三師会立休日救急診療所	金沢区谷津町 35 番地
同	金沢区三師会立調剤薬局	金沢区谷津町 35 番地
令和 6 年 8 月 1 日	にのまえ薬局	神奈川区平川町 7 番

		地の 2
同	ハックドラッグエキ ニア横浜薬局	西区北幸一丁目 1 番 8 号
同	桜木町おひさま歯科 ・矯正歯科	中区花咲町 3 丁目 10 3 番地の 2
同	うるうクリニック関 内馬車道	中区弁天通 3 丁目 47 番地の 2
同	上永谷眼科クリニッ ク	港南区丸山台三丁目 22 番 4 号
同	医療法人社団明芳会 イムス横浜旭リハビ リテーション病院	旭区若葉台三丁目 12 番 1 号
同	いそご小磯診療所	磯子区磯子三丁目 13 番
同	サエラ薬局ゆめが丘 店	泉区下飯田町 1,403 番地の 5
同	ゆめが丘内科・糖尿 病甲状腺クリニック	泉区下飯田町 1,403 番地の 5
同	横浜 L A 内科・内視 鏡クリニック	瀬谷区三ツ境 5 番地 の 3

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 6 年 4 月 1 日	一般社団法 人横浜市助 産師会	港北区新横 浜一丁目 16 番地の 2	訪問看護ステ ーションはな みずき	港北区新横 浜一丁目 16 番地 の 2
令和 6 年 6 月 1 日	株式会社 R e N	神奈川区六 角橋五丁目 6 番 26 号	ここから訪問 看護リハビリ ケア桜木町	西区宮崎町 3 番地の 1
同	株式会社 M K サービス	旭区上川井 町 578 番地 の 3	訪問看護ステ ーション絆	緑区霧が丘六 丁目 4 番地の 5
令和 6 年 7 月 1 日	一般社団法 人メンタル さぽーと協 会	東京都八王 子市大横町 1 番 9 号	プライマリー 訪問看護ステ ーション横浜	港北区新横 浜一丁目 27 番地 の 12
同	株式会社 ヴ ィレッジ・ ヴァンガー	青葉区美し が丘三丁目 28 番地の 5	横浜青葉訪問 看護リハビリ ステーション	青葉区美しが 丘五丁目 1 番 地の 5



	ド			
同	合同会社 咲	戸塚区品濃町 513 番地の 14	訪問看護ステーションマーチ	戸塚区品濃町 513 番地の 14

横浜市告示第 345 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 7 月 1 日	土居節子	開設なし	中区末吉町 3 丁目 61 番地
令和 6 年 8 月 1 日	佐々木 隆一	はり・きゅう・ まっさーじ鍼之 助	西区岡野二丁目 12 番 27 号
同	川島実加	開設なし	港北区師岡町 372 番地の 17
令和 6 年 9 月 1 日	工藤統生	開設なし	神奈川区菅田町 2, 929 番地の 4
同	佐藤遼悟	訪問鍼灸マッ サージ K E i R O W 横浜神奈川ス テーション	神奈川区西神奈川 三丁目 17 番地の 3
同	岩瀬紫緒	同	同
同	天川晃利	M I N A T O 訪 問マッサージ	西区浜松町 10 番 20 号
同	内海壮輔	訪問はりきゅう マッサージメッ ク治療院	中区日ノ出町 1 丁 目 76 番地の 1
同	佐藤 遼	あおぞら整骨院 上大岡院	港南区上大岡西一 丁目 19 番 1 号
同	三ヶ島卓矢	オーロラ鍼灸マ ッサージ治療院	緑区長津田みなみ 台六丁目 23 番地の 3
同	山本太一	同	同
同	寺島恵一	アシストマッサ ージはりきゅう 院	青葉区藤が丘二丁 目 1 番地の 6
同	荻部瑞穂	はり・きゅう・ マッサージみど	都筑区川和町 1,47 1 番地

		りの風	
同	齋 藤 宏	同	同
同	中 山 貴 文	同	同
同	松 永 有 里	さくら鍼灸マッ サージ院	栄区笠間一丁目 5 番 1 号

横浜市告示第 346 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 6 年 5 月 20 日	(新)医療法人社団慶真会横浜フロント脳神経外科・泌尿器科	神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番地
	(旧)医療法人社団慶真会横浜フロント脳神経外科	

横浜市告示第 347 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 7 月 1 日	鈴木朋彰	(新) マッサージセンター秋桜	(新) 磯子区田中一丁目 11 番 14 号
		(旧) れんげ草マッサージセンター	(旧) 磯子区田中一丁目 24 番 7 号
令和 6 年 8 月 1 日	古賀健太	(新) 鍼灸マッサージ院 TRY	(新) 中区花咲町 1 丁目 21 番地
		(旧) 鍼灸院おんたけ	(旧) 東京都大田区北嶺町 34 番 1 号
同	遠藤幸貴	(新) 開設なし	(新) 南区白金町 1 丁目 5 番地
		(旧) リハプライド磯子マッサージ治療院	(旧) 磯子区磯子二丁目 22 番 13 号
同	蜷木敏伸	朋林接骨院	(新) 保土ヶ谷区岩間町 1 丁目 6 番地の 11
			(旧) 保土ヶ谷区岩間町 1 丁目 6 番地の 8
同	金子眞	(新) 真氣治療院	(新) 旭区鶴ヶ峰二丁目 20 番地の 8
		(旧) 開設なし	(旧) 旭区白根四丁目 26 番
同	金子眞	(新) 真氣治療院	(新) 旭区鶴ヶ峰二丁目 20 番地の 8
		(旧) マッサージはりきゅうのぞみ治療院	(旧) 旭区鶴ヶ峰一丁目 9 番地の 19

横浜市告示第 348 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 6 年 6 月 5 日	しらとり薬局	青葉区しらとり台 2 番地の 10
令和 6 年 6 月 27 日	金沢内科クリニック	金沢区谷津町 341 番地
令和 6 年 6 月 28 日	関内整形外科持田クリニック	中区蓬萊町 2 丁目 5 番地の 1
令和 6 年 6 月 30 日	すずらん薬局	港南区笹下二丁目 20 番 35 号
同	かもめ薬局	港南区東永谷一丁目 33 番 14 号
同	ときわ薬局	磯子区洋光台二丁目 8 番 15 号
同	かいと調剤薬局	磯子区洋光台六丁目 7 番 23 号
同	すみれ薬局	金沢区釜利谷東二丁目 20 番 26 号
同	森歯科医院	金沢区釜利谷東三丁目 6 番 44 号
同	わかし薬局	金沢区釜利谷東六丁目 40 番 37 号
同	一般社団法人金沢区三師会立休日救急診療所	金沢区金沢町 48 番地
同	金沢区三師会立調剤薬局	金沢区金沢町 48 番地
同	椿薬局	金沢区富岡西一丁目 34 番 2 号
同	富岡薬局	金沢区富岡西二丁目 1 番 9 号

同	わかし薬局富岡店	金沢区富岡西四丁目 78 番 31 号
同	マリン薬局	金沢区六浦四丁目 12 番 11 号
同	やまぐち薬局藤が丘 店	青葉区藤が丘二丁目 31 番地の 20
同	黒澤歯科	瀬谷区瀬谷六丁目 20 番地の 6
令和 6 年 8 月 31 日	なの花薬局横浜浦舟 町店	南区白妙町 3 丁目 41 番地

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 6 年 8 月 31 日	株式会社ラ イフウェル	戸塚区平戸 三丁目 44 番 12 号	ライフウェル 訪問看護リハ ビリステーション青葉台	青葉区松風台 13 番地の 5

横浜市告示第 349 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 7 月 14 日	土居 勇	開設なし	旭区中希望が丘 10 1 番地の 21



横浜市告示第 350 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和 6 年 7 月 6 日	市川歯科医院	港南区東永谷一丁目 37 番 7 号
令和 6 年 7 月 11 日	インナービュー内視 鏡レディースクリニ ック新横浜	港北区新横浜二丁目 3 番地の 12
令和 6 年 8 月 31 日	横浜まつざわ矯正歯 科	神奈川区反町 2 丁目 14 番地の 5
同	園田皮膚科	戸塚区品濃町 515 番 地の 1

横浜市告示第 351 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	有限会社祥	鶴見区岸谷 二丁目 14 番 2 号	サードハウス 虹の我家	鶴見区岸谷二 丁目 14 番 2 号

横浜市告示第 352 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 3 年 8 月 1 日	社会福祉法人 伸こう福祉会	栄区公田町 1,020 番地の 5	クロスハート ヘルパーステ ーション栄・ 横浜	(新) 栄区公田町 1,020 番地の 5
				(旧) 栄区飯島町 527 番地の 5
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社 O A 総研	東京都新宿 区西新宿 1 丁目 22 番 2 号	(新) ヘルパー ステーション メヴィアン横 浜上大岡	港南区大久保 三丁目 5 番 53 号
			(旧) j u j u 横 浜上大岡訪問 介護センター	

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	株式会社リ カバリータ イムズ	鶴見区駒岡 五丁目 17 番 32 号	リカバリー マイル	(新) 鶴見区駒岡 四丁目 21 番 1 号
				(旧) 鶴見区鶴見 中央二丁目 8 番 33 号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 2 月 1 日	医療法人社 団陽命会	港北区篠原 北二丁目 4 番 5 号	(新) 医療法人社 団陽命会きく な小児科皮ふ 科内科クリニ ック	港北区篠原北 二丁目 4 番 5 号

			(旧) 医療法人社 団陽命会きく な小児科皮ふ 科クリニック	
令和 6 年 3 月 1 日	みよの台薬 局株式会社	(新) 東京都豊 島区南池袋 2 丁目 25 番 5 号	(新) みよの台薬 局三ツ沢店	神奈川区三ツ 沢下町 12 番 5 号
		(旧) 東京都足 立区本木北 町 14 番 10 号	(旧) 志宝薬局三 ツ沢店	

4 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 4 年 4 月 1 日	株式会社伊 藤総合福祉	栄区飯島町 1,656 番地 の 30	デイサービス センターみん みん	(新) 栄区飯島町 1,656 番地の 30
				(旧) 戸塚区原宿 二丁目 13 番 7 号
令和 5 年 11 月 15 日	ファースト ケア合同会 社	東京都国分 寺市西恋ヶ 窪 3 丁目 6 番地の 33	(新) デイサービ ススマイリー 旭	(新) 旭区西川島 町 115 番地の 2
			(旧) デイサービ ススマイリー 保土ヶ谷	(旧) 保土ヶ谷区 上菅田町 183 番地の 12

5 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 6 月 10 日	株式会社日 本アメニテ ィライフ協 会	青葉区みた け台 5 番地 の 10	花物語にしよ こはま	(新) 西区藤棚町 2 丁目 178 番 地の 7
				(旧) 西区藤棚町 2 丁目 178 番 地

6 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和 6 年	S O M P O	東京都品川	S O M P O ケ	(新) 戸塚区吉田

4 月 1 日	ケア株式会社	区東品川 4 丁目 12 番 8 号	ア横浜戸塚いずみ居宅介護支援	町 1,623 番地の 24 (旧) 泉区和泉中央北三丁目 5 番 28 号
---------	--------	--------------------	----------------	---

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡五丁目 17 番 32 号	リカバリーマイル	(新) 鶴見区駒岡四丁目 21 番 1 号 (旧) 鶴見区鶴見中央二丁目 8 番 33 号

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 2 月 1 日	医療法人社団陽命会	港北区篠原北二丁目 4 番 5 号	(新) 医療法人社団陽命会きくな小児科皮膚科内科クリニック (旧) 医療法人社団陽命会きくな小児科皮膚科クリニック	港北区篠原北二丁目 4 番 5 号
令和 6 年 3 月 1 日	みよの台薬局株式会社	(新) 東京都豊島区南池袋 2 丁目 25 番 5 号 (旧) 東京都足立区本木北町 14 番 10 号	(新) みよの台薬局三ツ沢店 (旧) 志宝薬局三ツ沢店	神奈川区三ツ沢下町 12 番 5 号

9 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 6 月 10 日	株式会社日本アメニティライフ協会	青葉区みたけ台 5 番地の 10	花物語にしよこはま	(新) 西区藤棚町 2 丁目 178 番地の 7 (旧) 西区藤棚町

				2 丁目 178 番地
--	--	--	--	-------------

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地
令和 3 年 8 月 1 日	社会福祉法人伸こう福祉会	栄区公田町 1,020 番地の 5	クロスハートヘルパーステーション栄・横浜	(新) 栄区公田町 1,020 番地の 5
				(旧) 栄区飯島町 527 番地の 5
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社 O A 総研	東京都新宿区西新宿 1 丁目 22 番 2 号	(新) ヘルパーステーションメヴィアン横浜上大岡	港南区大久保三丁目 5 番 53 号
			(旧) j u j u 横浜上大岡訪問介護センター	

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地
令和 4 年 4 月 1 日	株式会社伊藤総合福祉	栄区飯島町 1,656 番地の 30	デイサービスセンターみんな	(新) 栄区飯島町 1,656 番地の 30
				(旧) 戸塚区原宿二丁目 13 番 7 号

横浜市告示第 353 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 7 月 31 日	株式会社 マミーサポート	港北区新横浜二丁目 2 番地の 1	マミーサポート戸塚	戸塚区舞岡町 3,643 番地の 4

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 7 月 31 日	有限会社 在宅ナーソの会	金沢区柳町 15 番地の 6	ふくふく能見台訪問看護ステーション	金沢区能見台通 8 番 8 号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	医療法人社団 ふたば会	泉区弥生台 25 番地の 1	医療法人社団 ふたば会 やよい台内科・皮膚科	泉区弥生台 25 番地の 1

4 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 7 月 31 日	有限会社 マザーリーフ	東京都町田市成瀬が丘 2 丁目 2 番 2 号	楓の風リハビリデイサービス	金沢区富岡東四丁目 8 番 45 号

5 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 7 月 31 日	医療法人社団 伊純会	保土ヶ谷区常盤台 84 番	グループホーム シエル西横	西区久保町 2 番 11 号

		2 号	浜	
同	桐ノ木有限 会社	中区北方町 1 丁目 36 番 地	グループホー ム桐ノ木・本 牧	中区本牧町 2 丁目 319 番地 の 1
同	社会福祉法 人湘南福祉 協会	横須賀市鷹 取 1 丁目 1 番 1 号	グループホー ムそよ風	金沢区町屋町 11 番 16 号

6 居宅介護支援事業者

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和 6 年 7 月 10 日	株式会社 T M コーポレ ーション	保土ヶ谷区 岩井町 29 番 地	ひなた居宅介 護支援センタ ー	保土ヶ谷区帷 子町 2 丁目 10 3 番地

7 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	医療法人社 団ふたば会	泉区弥生台 25 番地の 1	医療法人社団 ふたば会やよ い台内科・皮 フ科	泉区弥生台 25 番地の 1

8 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 6 年 7 月 31 日	医療法人社 団伊純会	保土ヶ谷区 常盤台 84 番 2 号	グループホー ムシエル西横 浜	西区久保町 2 番 11 号
同	桐ノ木有限 会社	中区北方町 1 丁目 36 番 地	グループホー ム桐ノ木・本 牧	中区本牧町 2 丁目 319 番地 の 1



横浜市告示第 354 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 6 年 7 月 1 日	株式会社 アシアンナイス	スマイルケア 鶴見	鶴見区上末吉二丁目 1 番 14 号	行動援護
同	株式会社 Rodina	リワークセンター 鶴見	鶴見区豊岡町 4 番 19 号	自立訓練（生活訓練）
同	社会福祉法人 ぐるーんろーど	障害福祉サービス事業所 ネバーランド	神奈川区三ツ沢中町 7 番 7 号	生活介護
同	株式会社 昌英	エススタイル よこはま	中区弥生町 2 丁目 18 番地の 1	行動援護
同	ミント株式会社	ミント	南区日枝町 3 丁目 87 番地の 1	行動援護
同	株式会社 成上グループ	地域相談のぞみ	南区南吉田町 5 丁目 45 番地の 6	自立生活援助
同	一般社団法人 総合福祉研究所	生活サポートのぷらむ	港北区新横浜一丁目 16 番地の 2	居宅介護
同	合同会社 E-SKET	E-SKET	港北区綱島西五丁目 10 番 23 号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 リハス	リハスワーク横浜港南	港南区丸山台一丁目 3 番 1 号	就労継続支援 B 型
同	株式会社 えがお福祉会	ゆるりライフ	港南区丸山台三丁目 1 番 8 号	共同生活援助
同	株式会社 サープ	生活介護事業所 イルカ	旭区鶴ヶ峰一丁目 70 番地の 8	生活介護
同	有限会社 エ	ユースタイ	青葉区青葉台二	居宅介護、

	イル	ルケア 横 浜青葉セン ター	丁目 3 番地の 19	重度訪問介 護
令和 6 年 8 月 1 日	株式会社 K Z M	シェアピー スケアサー ビス	鶴見区下末吉一 丁目 9 番 7 号	同行援護
同	社会福祉法 人七葉会	ころね	保土ヶ谷区上菅 田町 1,492 番地 の 1	生活介護
同	合同会社ア ソビココロ	アソビココ ロ	港北区新横浜一 丁目 16 番地の 2	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護
同	株式会社ア ンビス	医心館 訪 問介護ステ ーション 日吉	港北区日吉三丁 目 2 番 8 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社ブ レストケア	ブレストケ ア戸塚舞岡	戸塚区舞岡町 3, 643 番地の 4	居宅介護、 重度訪問介 護
同	アンダンテ フード横浜 株式会社	銀河プラス 港南磯子	港南区笹下一丁 目 1 番 24 号	就労継続支 援 A 型
同	株式会社ト ーケン	サークルケ アトーケン	旭区上白根一丁 目 33 番 1 号	行動援護
同	株式会社 M L T S C 日 本	M L T S C 日本	緑区鴨居町 820 番地の 1	行動援護
同	特定非営利 活動法人ウ ェルウェル ネット	ファーム南 山田	都筑区南山田町 4,038 番地	生活介護

横浜市告示第 355 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 6 年 7 月 1 日	株式会社 0 3 8	相談室 0 3 8	港北区日吉六丁目 5 番 14 号
令和 6 年 8 月 1 日	特定非営利活動 法人 S t a n d b y	相談支援センタ ー S t a n d b y	港南区港南三丁目 36 番 7 号

横浜市告示第 356 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 2 年 3 月 31 日	株式会社エ ステイサー ビス	株式会社エ ステイサー ビス 横浜西営業所	旭区白根五丁 目 16 番 20 号	居宅介護、 重度訪問介 護
令和 6 年 5 月 1 日	株式会社ネ オ企画	株式会社ネ オ企画 ケア レーション ふれ愛	中区石川町 5 丁目 184 番地 の 2	居宅介護
令和 6 年 6 月 30 日	セントケア 神奈川株式 会社	セントケア鶴 見	鶴見区市場大 和町 9 番 29 号	居宅介護
同	ほっとすま いる合同会 社	ほっとすま いる	鶴見区鶴見中 央三丁目 1 番 6 号	行動援護、 同行援護
同	社会福祉法 人ぐりーん ろーど	障害福祉サー ビス事業所 ネバーランド	神奈川区三ツ 沢中町 7 番 7 号	就労継続支 援 B 型
同	株式会社千 雅	就労継続支 援 B 型事業所 なかやま	緑区上山二丁 目 35 番 1 号	就労継続支 援 B 型
同	株式会社イ ンディペン デンスヨコ ハマ	ゆるりライ フ上郷	港南区丸山台 三丁目 1 番 8 号	共同生活援 助
令和 6 年 7 月 1 日	特定非営利 活動法人ワ ーカーズコ レクティブ ふれあい都 筑	N P O 法人ふ れあい都筑	都筑区荏田南 五丁目 8 番 17 号	居宅介護、 重度訪問介 護
令和 6 年	医療生協か	医療生協かな	戸塚区戸塚町	重度訪問介

7 月 20 日	ながわ生活 協同組合	がわ生活協同 組合ヘルパ ーステーショ ンとつか	167 番地	護
令和 6 年 7 月 31 日	株式会社マ ミーサポー ト	マミーサポー ト戸塚	戸塚区舞岡町 3,643 番地の 4	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社 K U K U R U	多機能型事業 所 K U K U R U あざみ野	青葉区あざみ 野二丁目 12 番 地の 5	就労継続支 援 B 型

横浜市告示第 357 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 6 年 5 月 1 日	株式会社ネオ企画	株式会社ネオ企画 ケアステーションふれ愛	中区石川町 5 丁目 184 番地の 2
令和 6 年 6 月 30 日	特定非営利活動法人サポートめぐみ	さぽーとめぐみ	戸塚区川上町 464 番地の 29

公 告

横 浜 市 公 告 第 481 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課  
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 9 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
川 上 公 園	戸 塚 区 平 戸 町 433 番 2	別 図 の と お り 14,187 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 6 年 9 月 14 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で

別 図 ( 省 略 )

横浜市公告第 482 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例  
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害  
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする  
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
鶴見区末広町 1 丁目 6 番の 2 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物



横浜市公告第 483 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例  
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害  
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする  
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
港北区樽町四丁目 905 番及び 906 番の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ベンゼン

横 浜 市 公 告 第 484 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
5 年 2 月 横 浜 市 公 告 第 60 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解  
除 す る。

令 和 6 年 9 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 522 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 485 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 9 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 7 月 11 日	30247	株 式 会 社 久 島 工 業	(新) 久 島 洋 一	相 模 原 市 南 区 大 野 台 3 丁 目 22 番 29 号
			(旧) 久 島 壽 子	

横 浜 市 公 告 第 486 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 9 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11338	有 限 会 社 南 イ ン テ リ ア リ フ ォ ー ム	泉 区 下 和 泉 三 丁 目 5 番 27 号	令 和 6 年 8 月 31 日

横 浜 市 公 告 第 487 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 12 月 15 日 第 2023 開 1715 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 二 丁 目 23 番 14 号  
デ ッ ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 高 山 裕 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 大 場 町 267 番 の 2 及 び 268 番 の 2 の 各 一 部 、 269 番 の 1  
並 び に 269 番 の 3 か ら 269 番 の 12 ま で

横 浜 市 公 告 第 488 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 1 月 26 日 第 2023 開 1119 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 下 田 町 四 丁 目 641 番 の 1 及 び 641 番 の 4 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 489 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定  
に 基 づ く 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 9 月 13 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 8 月 28 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

5.50 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

5.00 m

4 廃 止 の 場 所

旭 区 金 が 谷 一 丁 目 829 番 の 30 及 び 829 番 の 31

5 申 請 者 の 氏 名

相 鉄 不 動 産 株 式 会 社

取 締 役 社 長 鈴 木 正 宗

横浜市公告第 490 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第 40・80 号

2 廃止年月日

令和 6 年 9 月 3 日

3 廃止部分の道路の幅員

4.00 m 及び 6.00 m

4 廃止部分の道路の延長

537.25 m

5 廃止の場所

神奈川区三枚町 138 番の 8 地先から 139 番の 2 地先まで、138 番の 24 地先から 140 番の 26 地先まで、140 番の 5 地先から 140 番の 41 地先まで、140 番の 7 地先から 140 番の 34 及び 140 番の 35 地先まで、140 番の 28 地先から 146 番の 1 地先まで、140 番の 41 地先から 146 番の 10 地先まで並びに 141 番の 4 地先から 141 番の 7 地先まで



横浜市公告第 491 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 41・8 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 8 月 28 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.66 m 及び 6.66 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
111.50 m 及び 77.00 m
- 5 廃止の場所  
栄区筈間五丁目 258 番の 2 地先から 278 番の 25 地先まで

区 告 示

旭区告示第 29 号（令和 6 年 9 月 2 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南希望が丘山王塚自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 2 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	塙 嘉 郎 旭区南希望が丘 105 番地の 40	田 島 信一朗 旭区南希望が丘 135 番地の 18

旭区告示第 30 号（令和 6 年 9 月 2 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南希望が丘山王塚自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 2 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田 島 信 一 朗 旭区南希望が丘 135 番地の 18	大 原 信 二 旭区南希望が丘 119 番地の 17

旭区告示第 31 号（令和 6 年 9 月 2 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南希望が丘山王塚自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 2 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大 原 信 二 旭区南希望が丘 119 番地の 17	永 戸 孝 祉 旭区南希望が丘 135 番地の 38

旭区告示第 32 号（令和 6 年 9 月 2 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中白根町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 2 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岩 沢 弘 旭区中白根二丁目 25 番 12 号	金 平 光 雄 旭区白根七丁目 24 番 9 号

南区告示第 11 号（令和 6 年 9 月 3 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六ツ川上第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 3 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
区域	南区六ツ川二丁目 160 番地の 6、160 番地の 7、161 番地の 1 から 161 番の 4 まで、161 番地の 7 並びに六ツ川三丁目 1 番地、3 番地の 8、3 番地の 16 から 3 番地の 20 まで、3 番地の 45、4 番地から 8 番地まで、11 番地から 14 番地まで、17 番地、18 番地、22 番地から 27 番地まで、28 番地の 1、28 番地の 2、28 番地の 39、38 番地の 1、38 番地の 17 から 38 番地の 20 まで、39 番地、40 番地、61 番地の 4、61 番地の 18、61 番地の 20 から 61 番地の 22 まで、62 番地の 20、62 番地の 49 から 62 番地の 54 まで、64 番地の 1、64 番地の 21、64 番地の 27、66 番地の 1、66 番地の 2、66 番地の 4、66 番地の 7、67 番地、68 番地の 3、68 番地の 17、68 番地の 23 から 68 番地の 27 まで、68 番地の 29、68 番地の 31、70 番地から 74 番地まで、75 番地の	南区六ツ川二丁目 160 番地の 6、160 番地の 7、161 番地の 1 から 161 番の 4 まで、161 番地の 7 並びに六ツ川三丁目 1 番地、3 番地の 8、3 番地の 16 から 3 番地の 20 まで、3 番地の 45、4 番地から 8 番地まで、11 番地から 14 番地まで、17 番地、18 番地、22 番地から 27 番地まで、28 番地の 1、28 番地の 2、28 番地の 39、38 番地の 1、38 番地の 17 から 38 番地の 20 まで、39 番地、40 番地、61 番地の 4、61 番地の 18、61 番地の 20 から 61 番地の 22 まで、62 番地の 20、62 番地の 49 から 62 番地の 54 まで、64 番地の 1、64 番地の 21、64 番地の 27、66 番地の 1、66 番地の 2、66 番地の 4、66 番地の 7、67 番地、68 番地の 3、68 番地の 17、68 番地の 23 から 68 番地の 27 まで、68 番地の 29、68 番地の 31、70 番地から 74 番地まで、75 番地の

<p>2、77番地の1から77番地の4まで、77番地の6から77番地の16まで、77番地の18、77番地の21、77番地の22、77番地の35から77番地の39まで、77番地の41から77番地の47まで、85番地の7、86番地の17、86番地の18、87番地、88番地の4、88番地の8、89番地の5、89番地の7、89番地の8、89番地の23から89番地の26まで、89番地の30、89番地の31、90番地の24、90番地の25、91番地の1、113番地の8、118番地、119番地、120番地の1、120番地の2、121番地の1から121番地の4まで、121番地の6、121番地の8から121番地の26まで、121番地の29から121番地の41まで、123番地の1、124番地の1から124番地の4まで、124番地の18から124番地の22まで、124番地の24</p>	<p>2、77番地の1から77番地の4まで、77番地の6から77番地の16まで、77番地の18、77番地の21、77番地の22、77番地の35から77番地の39まで、77番地の41から77番地の47まで、85番地の7、86番地の17、86番地の18、87番地、88番地の4、88番地の8、89番地の5、89番地の6、89番地の7、89番地の8、89番地の23から89番地の26まで、89番地の30、89番地の31、90番地の24、90番地の25、91番地の11、113番地の8、118番地、119番地、120番地の1、120番地の2、121番地の1から121番地の4まで、121番地の6、121番地の8から121番地の26まで、121番地の29から121番地の41まで、123番地の1、124番地の1から124番地の4まで、124番地の18から124番地の22まで、124番地の24</p>
---	---

金沢区告示第 11 号（令和 6 年 9 月 4 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、柳町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 4 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	富 川 清	北 川 周 一
及び住所	金沢区柳町 8 番 5 号	金沢区柳町 13 番 13 号



金沢区告示第 12 号（令和 6 年 9 月 4 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、ウッドパーク金沢文庫自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 4 日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岩 淵 美 彦 金沢区釜利谷南二丁 目 50 番 2 号	相 田 慎 一 郎 金沢区釜利谷南二丁 目 57 番 8 号

港北区告示第 4 号（令和 6 年 9 月 4 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、篠原台町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 4 日

横浜市港北区長 竹 下 幸 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	片 山 卓 也 港北区篠原台町 12 番 7 号	藤 間 正 利 港北区篠原台町 33 番 16 号

区 公 告

港北区公告第 193 号（令和 6 年 8 月 29 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 8 月 29 日

横浜市港北区長 竹 下 幸 紀

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 63 - 00 浜 横浜	平成 4 年 7 月 5 日
横 63 - 01 浜 横浜	平成 4 年 12 月 2 日
横 63 - 08 浜 横浜	平成 4 年 6 月 12 日
横 63 - 09 浜 横浜	平成 12 年 7 月 21 日
横 63 - 13 浜 横浜	平成 4 年 11 月 5 日
横 63 - 15 浜 横浜	平成 5 年 2 月 17 日
横 63 - 20 浜 横浜	平成 4 年 8 月 10 日

横 63 - 25 浜 横浜	平成 4 年 3 月 21 日
横 63 - 27 浜 横浜	平成 4 年 8 月 7 日
横 63 - 31 浜 横浜	平成 3 年 12 月 14 日
横 63 - 34 浜 横浜	平成 5 年 4 月 1 日
横 96 - 80 浜 横浜	平成 4 年 3 月 31 日
横 96 - 95 浜 横浜	平成 4 年 3 月 31 日
横 96 - 98 浜 横浜	平成 4 年 3 月 31 日
横 97 - 14 浜 横浜	平成 4 年 3 月 31 日

神奈川区公告第 72 号（令和 6 年 9 月 2 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 9 月 2 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 24 - 13 浜 横浜	令和 6 年 6 月 3 日

---

## 消防局

---

### 消防局公告第 5 号

「よこはまベイ消防防災フェスティバル」においてサイ  
レンを用いる件

「よこはまベイ消防防災フェスティバル」における消防車両展示  
及びデモンストレーションの実施に伴い、次のとおりサイレンを用  
いるので、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 26 条第 3 項の規定に  
より公告する。

令和 6 年 9 月 3 日

横浜市消防局長 平 中 隆

- 1 サイレンを用いる日時  
令和 6 年 9 月 14 日（土） 15 時 00 分頃 から 16 時 00 分頃まで
- 2 サイレンを用いる場所  
山下公園（中区山下町 279 番地）

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 19 号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

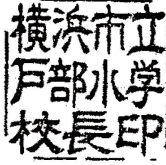
令和 6 年 9 月 13 日

横浜市教育委員会

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立戸部小学校 校長印	令和 6 年 9 月 13 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立戸部小学校 校長印	令和 6 年 9 月 13 日	 (方 21 ミリメートル)

横浜市教育委員会告示第 20 号


公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市教育委員会

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立東小学校 校長印	令和 6 年 9 月 13 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立東小学校 校長印	令和 6 年 9 月 13 日	 (方 21 ミリメートル)



区選挙管理委員会

泉区選挙管理委員会告示第 3 号（令和 6 年 9 月 2 日揭示済）

投票区の設置の一部改正

投票区の設置（昭和 62 年 1 月泉区選挙管理委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 2 日

横浜市泉区選挙管理委員会

表第 6 投票区の項を次のように改める。

第 6 投票区	新橋町 1 番地から 779 番地まで、1,053 番地から 1,058 番地まで、1,065 番地から 1,074 番地まで、1,101 番地の 3 から 1,101 番地の 11 まで、1,101 番地の 13、1,101 番地の 14、1,101 番地の 16 から 1,109 番地まで、1,117 番地から 2,094 番地まで、2,118 番地の 4
---------	---

表第 8 投票区から第 13 投票区の項を次のように改める。

第 8 投票区	岡津町 1 番地から 650 番地まで、690 番地から 695 番地まで、1,201 番地から 1,240 番地まで、1,246 番地から 1,799 番地まで、1,901 番地から 2,789 番地まで（ただし、2,777 番地の 10 を除く。）、2,834 番地から 3,012 番地まで、3,014 番地以降
第 9 投票区	岡津町 651 番地から 689 番地まで、696 番地から 1,004 番地まで、1,011 番地から 1,127 番地まで、1,129 番地から 1,154 番地まで、白百合一丁目、白百合二丁目、白百合三丁目（ただし、2 番 12 号から 18 号までを除く。）、中田東四丁目 14 番（ただし、17 号から 31 号までを除く。）、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目
第 10 投票区	中田町 3,344 番地から 3,364 番地まで、3,368 番地から 3,377 番地まで、3,383 番地から 3,461 番地まで、中田東四丁目 13 番から 4 号まで、14 番 17 号から 31 号まで、15 番から 34 番まで、37 番 6 号から 13 号まで、38 番から 42 番まで、44 番、66 番 10 号から 20 号まで、中田北三丁目 7 番から 41 番まで、46 番以降、岡津町 1,128 番地、1,155 番地から 1,200 番地まで、1,800 番地から 1,900 番地まで
第 11 投票区	中田町 1,766 番地、1,815 番地、1,829 番地、2,063 番地、2,122 番地、3,028 番地から 3,119 番

	地まで、 3,333 番地、中田東二丁目 6 番、12 番から 20 番まで、23 番から 25 番 2 号まで、26 番以降、中田東三丁目 5 番から 12 番まで、18 番から 20 番まで、中田東四丁目 1 番から 12 番まで、13 番（ただし、1 号から 4 号までを除く。）、35 番、36 番、37 番（ただし、6 号から 13 号までを除く。）、43 番、45 番以降（ただし、66 番 10 号から 20 号までを除く。）、中田北一丁目 29 番 3 号から 14 号まで、中田北二丁目 2 番、10 番から 20 番まで、21 番（ただし、1 号から 11 号までを除く。）、22 番、23 番、24 番 13 号、25 番（ただし、6 号から 10 号までを除く。）、26 番以降、中田北三丁目 1 番から 6 番まで、42 番から 45 番まで
第 12 投票区	和泉町 3,849 番地から 3,857 番地まで、4,042 番地、4,051 番地から 4,258 番地まで、4,263 番地の 3、4,263 番地の 12、4,267 番地、4,271 番地、4,272 番地、4,369 番地から 4,418 番地まで、和泉中央北一丁目 1 番から 9 番 11 号まで、10 番 30 号から 11 番 5 号まで、11 番 15 号から 12 番 2 号まで、12 番 19 号以降、42 番、和泉中央北二丁目 1 番から 46 番まで、和泉中央北三丁目 1 番から 5 番 7 号まで、11 番から 21 番まで、23 番 17 号から 23 号まで、24 番から 46 番まで、中田町 2,361 番地から 2,507 番地まで、2,668 番地から 3,027 番地まで、3,462 番地、3,463 番地、中田北一丁目（ただし、29 番 3 号から 14 号までを除く。）、中田北二丁目 1 番（ただし、1 号を除く。）、21 番から 11 号まで、24 番（ただし、13 号を除く。）、25 番 6 号から 10 号まで
第 13 投票区	和泉町 4,419 番地から 4,699 番地まで、4,720 番地から 5,099 番地まで、和泉中央北三丁目 5 番 8 号から 10 番まで、22 番 1 号から 23 番 16 号まで、23 番 24 号以降、和泉中央北四丁目 3 番から 12 番まで、15 番から 46 番まで、和泉中央北五丁目 1 番から 29 番まで、上飯田町 929 番地から 1,120 番地まで

表第 15 投票区から第 24 投票区の項を次のように改める。

第 15 投票区	和泉町 2,981 番地から 3,135 番地まで、3,201 番地から 3,845 番地まで、ゆめが丘 1 番地から 15 番地まで、和泉中央北四丁目 1 番、2 番、13 番、14 番、和泉中央南三丁目 1 番（ただし、1 号から 65
----------	--

	号までを除く。)、3番、4番、20番、21番、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、上飯田町1番地から697番地まで、780番地から928番地まで
第 16 投票区	中田町 2,351 番地、2,592 番地、和泉町 2,090 番地、2,092 番地、2,734 番地、2,737 番地、2,739 番地、2,740 番地、2,742 番地から 2,793 番地の 3 まで、2,794 番地から 2,794 番地の 7 まで、2,795 番地から 2,795 番地の 26 まで、2,796 番地から 2,980 番地まで、3,846 番地から 3,848 番地まで、3,858 番地から 4,041 番地まで、4,043 番地から 4,050 番地まで、和泉が丘二丁目 1 番（ただし、17 号から 26 号までを除く。）、和泉が丘三丁目 1 番から 5 番まで、35 番、36 番、和泉中央南一丁目 1 番から 41 番まで、和泉中央南二丁目、和泉中央南三丁目 1 番 1 号から 65 号まで、2 番、5 番から 19 番まで、22 番以降、中田北二丁目 1 番から 1 号まで、中田西一丁目 1 番から 12 番まで、13 番（ただし、5 号を除く。）、14 番から 17 番まで、中田西二丁目 1 番、2 番、6 番（ただし、3 号から 29 号までを除く。)
第 17 投票区	中田町 1,914 番地から 1,952 番地まで、中田東三丁目 15 番から 17 番まで、21 番以降、中田北二丁目 3 番から 9 番まで、中田西一丁目 13 番 5 号、中田西二丁目 3 番から 5 番まで、6 番 3 号から 29 号まで、7 番から 21 番まで、中田西三丁目 1 番から 3 番まで、4 番 3 号、12 番（ただし、1 号から 4 号までを除く。）、中田南二丁目 18 番から 21 番まで、中田南三丁目 3 番 15 号から 23 号まで、7 番から 22 番まで、24 番（ただし、12 号から 23 号までを除く。）、25 番、26 番、中田南四丁目 1 番から 17 番まで、18 番 1 号から 22 号まで、19 番から 27 番まで、28 番 17 号から 24 号まで
第 18 投票区	中田町 1,610 番地から 1,749 番地まで、中田東一丁目、中田東二丁目 1 番から 5 番まで、7 番から 11 番まで、21 番、22 番、25 番（ただし、1 号から 2 号までを除く。）、中田東三丁目 1 番から 4 番まで、13 番、14 番、中田南一丁目 1 番から 33 番まで、中田南二丁目 1 番から 4 番まで、9 番から 17 番まで、中田南三丁目 1 番、2 番、3 番（ただし

	、 15 号 から 23 号 まで を 除 く 。 ) 、 4 番 から 6 番 まで
第 19 投 票 区	中 田 西 二 丁 目 26 番 、 27 番 、 28 番 1 号 から 46 号 まで 、 29 番 から 32 番 まで 、 33 番 26 号 、 中 田 西 四 丁 目 35 番 1 号 、 22 号 、 23 号 、 32 号 から 40 号 まで 、 36 番 、 37 番 、 38 番 から 23 号 まで 、 中 田 南 一 丁 目 34 番 以 降 、 中 田 南 二 丁 目 5 番 から 8 番 まで 、 22 番 以 降 、 中 田 南 三 丁 目 23 番 、 24 番 12 号 から 23 号 まで 、 27 番 以 降 、 中 田 南 四 丁 目 18 番 ( た だ し 、 1 号 から 22 号 ま で を 除 く 。 ) 、 28 番 以 降 ( た だ し 、 28 番 17 号 から 24 号 まで を 除 く 。 ) 、 中 田 南 五 丁 目 1 番 から 58 番 まで 、 60 番 、 61 番
第 20 投 票 区	和 泉 町 1,991 番 地 の 24 、 1,991 番 地 の 26 、 1,991 番 地 の 27 、 1,991 番 地 の 33 、 1,992 番 地 ( た だ し 、 1 か ら 8 ま で を 除 く 。 ) 、 1,997 番 地 ( た だ し 、 1 か ら 2 ま で を 除 く 。 ) 、 2,019 番 地 、 2,021 番 地 の 25 から 30 ま で 、 2,023 番 地 ( た だ し 、 1 から 15 ま で を 除 く 。 ) 、 2,793 番 地 ( た だ し 、 1 から 3 ま で を 除 く 。 ) 、 2,794 番 地 ( た だ し 、 1 から 7 ま で を 除 く 。 ) 、 2,795 番 地 ( た だ し 、 1 から 26 ま で を 除 く 。 ) 、 7,908 番 地 以 降 、 中 田 町 1 番 地 か ら 125 番 地 ま で 、 和 泉 が 丘 一 丁 目 2 番 、 3 番 、 5 番 、 6 番 、 和 泉 中 央 南 一 丁 目 42 番 以 降 、 中 田 西 一 丁 目 18 番 以 降 、 中 田 西 二 丁 目 22 番 から 25 番 まで 、 28 番 ( た だ し 、 1 号 から 46 号 まで を 除 く 。 ) 、 33 番 以 降 ( た だ し 、 33 番 26 号 を 除 く 。 ) 、 中 田 西 三 丁 目 4 番 ( た だ し 、 3 号 を 除 く 。 ) 、 5 番 から 11 番 まで 、 12 番 から 4 号 まで 、 13 番 以 降 、 中 田 西 四 丁 目 1 番 から 34 番 まで 、 35 番 ( た だ し 、 1 号 、 22 号 、 23 号 、 32 号 から 40 号 まで を 除 く 。 ) 、 38 番 24 号 以 降 、 中 田 南 五 丁 目 59 番 、 62 番 以 降
第 21 投 票 区	和 泉 町 1,321 番 地 から 1,346 番 地 ま で 、 1,380 番 地 から 1,443 番 地 ま で 、 1,452 番 地 から 1,513 番 地 ま で 、 1,543 番 地 の 1 から 1,568 番 地 の 4 ま で 、 1,574 番 地 の 1 から 1,586 番 地 の 10 ま で 、 1,58 6 番 地 の 15 から 1,592 番 地 の 22 ま で 、 1,592 番 地 の 30 、 1,592 番 地 の 31 、 1,593 番 地 の 5 、 1,593 番 地 の 15 から 18 ま で 、 1,617 番 地 から 1,618 番 地 の 1 ま で 、 1,618 番 地 の 4 から 1,629 番 地 ま で 、 1,691 番 地 の 14 、 1,693 番 地 ( た だ し 、 12 、 16 、

	<p>18、20 から 25 までを除く。)、1,694 番地 (ただし、2、4 から 12 まで、15 から 17 まで、30 から 32 まで、38、39 を除く。)、1,712 番地 から 1,729 番地 まで、1,800 番地 から 1,990 番地 まで、1,991 番地 (ただし、24、26、27、33 を除く。)、1,992 番地 (ただし、9 以降を除く。)、1,993 番地 から 1,996 番地 まで、1,997 番地 (ただし、3 以降を除く。)、1,998 番地 から 2,012 番地 まで、2,013 番地 から 2,018 番地 まで (ただし、2,013 番地の 4 を除く。)、2,020 番地、2,022 番地、和泉が丘一丁目 4 番、7 番、8 番、9 番 3 号以降、下和泉三丁目 23 番から 25 番まで、下和泉四丁目 16 番 (ただし、29 号から 38 号までを除く。)、17 番 (ただし、23 号から 32 号までを除く。)、18 番から 20 号まで、19 番、22 番 (ただし、15 号から 20 号までを除く。)、23 番から 17 号まで、24 番以降、下和泉五丁目 5 番から 17 号まで、7 番 4 号から 8 番 8 号まで、11 番から 18 番まで、19 番 (ただし、12 号から 14 号までを除く。)、20 番、21 番、22 番 (ただし、13 号から 17 号までを除く。)</p>
<p>第 22 投票区</p>	<p>和泉町 1,347 番地 から 1,379 番地 まで、1,444 番地 から 1,451 番地 まで、2,013 番地の 4、2,021 番地 (ただし、25 から 30 までを除く。)、2,023 番地 (ただし、16 以降を除く。)、2,024 番地 から 2,089 番地 まで、2,091 番地、2,093 番地 から 2,733 番地 まで、2,735 番地、2,736 番地、2,738 番地、2,741 番地、3,136 番地 から 3,153 番地 まで、3,157 番地 から 3,164 番地 まで、3,175 番地 から 3,188 番地 まで、3,192 番地 から 3,200 番地 まで、和泉が丘一丁目 1 番、9 番から 2 号まで、和泉が丘二丁目 1 番 17 号から 26 号まで、2 番以降、和泉が丘三丁目 6 番から 34 番まで、37 番以降</p>
<p>第 23 投票区</p>	<p>和泉町 1 番地 から 400 地 まで、511 地 から 528 番地 まで、696 番地 から 1,320 番地 まで、3,154 番地 から 3,156 番地 まで、3,165 番地 から 3,174 番地 まで、3,189 番地 から 3,191 番地 まで、下飯田町、ゆめが丘 16 番地 以降、下和泉一丁目 13 番から 17 号 まで、26 号 以降</p>
<p>第 24 投票区</p>	<p>岡津町 1,005 番地 から 1,010 番地 まで、1,241 番地 から 1,245 番地 まで、桂坂、白百合三丁目 2 番</p>

12 号から 18 号まで、西が岡一丁目、西が岡二丁目、西が岡三丁目

表第 26 投票区から第 28 投票区の項を次のように改める。

<p>第 26 投票区</p>	<p>和泉町 4,259 番地から 4,368 番地まで（ただし、4,263 番地の 3、4,263 番地の 12、4,267 番地、4,271 番地、4,272 番地を除く。）、4,700 番地から 4,719 番地まで、5,100 番地から 5,599 番地まで、5,636 番地、5,637 番地、5,661 番地から 5,668 番地まで、5,700 番地から 5,730 番地まで、5,741 番地から 5,981 番地まで、5,983 番地から 5,992 番地まで、和泉中央北一丁目 9 番 12 号から 10 番 29 号まで、11 番 6 号から 14 号まで、12 番 3 号から 18 号まで、13 番から 41 番まで、和泉中央北三丁目 47 番、和泉中央北六丁目 1 番から 34 番まで</p>
<p>第 27 投票区</p>	<p>和泉町 401 番地から 510 番地まで、529 番地から 695 番地まで、1,514 番地から 1,543 番地まで、1,568 番地の 5 から 1,574 番地まで、1,586 番地の 11 から 14 まで、1,592 番地の 23 から 29 まで、1,592 番地の 32 以降、1,593 番地（ただし、5、15 から 18 までを除く。）、1,594 番地から 1,616 番地まで、1,618 番地の 2、1,618 番地の 3、1,630 番地から 1,690 番地まで、1,691 番地（ただし、14 を除く。）、1,692 番地、1,693 番地（ただし、1 から 11 まで、13 から 15 まで、17、19、26 以降を除く。）、1,694 番地（ただし、1 から 3 まで、13、14、18 から 29 まで、33 から 37 まで、40 以降を除く。）、1,695 番地から 1,711 番地まで、1,730 番地から 1,799 番地まで、下和泉一丁目 1 番から 12 番まで、13 番 18 号から 25 号まで、下和泉二丁目、下和泉三丁目 1 番から 22 番まで、26 番以降、下和泉四丁目 1 番から 15 番まで、16 番 29 号から 38 号まで、17 番 23 号から 32 号まで、18 番（ただし、1 号から 20 号までを除く。）、20 番、21 番、22 番 15 号から 20 号まで、23 番（ただし、1 号から 17 号までを除く。）、下和泉五丁目 1 番から 4 番まで、5 番 18 号から 7 番 3 号まで、8 番 9 号から 10 番まで、19 番 12 号から 14 号まで、22 番 13 号から 17 号まで</p>
<p>第 28 投票区</p>	<p>新橋町 780 番地から 1,052 番地まで、1,059 番地から 1,064 番地まで、1,075 番地から 1,101 番地</p>

の 2 まで、 1,101 番地の 12、 1,101 番地の 15、 1,110 番地から 1,116 番地まで、 2,095 番地以降（ただし、 2,118 番地の 4 を除く。）

---

その他

---

会 会 第 892 号  
令 和 6 年 9 月 13 日

局 区 長 各 位

副 市 長

横浜市物品規則の施行についての廃止について（通知）

横浜市物品規則の施行について（昭和 54 年 7 月 10 日 総文第 30 号 助  
役 依 命 通 達）は、令和 6 年 9 月 13 日 限り 廃 止 す る。